

広島市水道局週休2日工事試行要領（土木工事及び配管工事）新旧対照表

現行（R6.10）	改定（R7.2）
<p style="text-align: center;">（前略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 本要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則、土曜日・日曜日において現場閉所することをいう。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>10 受注者が希望する場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R6.10）」による工事（以下「週休2日交替制工事」という。）へ実施方法を変更することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（経費等の補正）</p> <p>第6条 発注者は、対象工事の当初設計時に「月単位の週休2日」を達成した場合の補正係数を乗じて設計計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>2 受注者の希望により実施方法を「週休2日交替制工事」に変更した場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R6.10）」に応じた設計変更を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（工事成績評定）</p> <p>第8条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合、工事成績評定の「2. 施工状況、②工程管理」及び「5. 創意工夫」において評価する。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>	<p style="text-align: center;">（前略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 本要領における「週休2日」とは、対象期間において、原則、土曜日・日曜日において現場閉所することをいう。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>10 受注者が希望する場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R7.2）」による工事（以下「週休2日交替制工事」という。）へ実施方法を変更することができるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（経費等の補正）</p> <p>第6条 発注者は、対象工事の当初設計時に「月単位の週休2日」を達成した場合の補正係数を乗じて設計計上するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>2 受注者の希望により実施方法を「週休2日交替制工事」に変更した場合は、別に定める「広島市水道局週休2日交替制工事試行要領（土木工事及び配管工事）（R7.2）」に応じた設計変更を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（工事成績評定）</p> <p>第8条 発注者は、対象期間において「週休2日」を達成できた場合、工事成績評定の「2. 施工状況 ②工程管理」において評価する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>附則</p> <p>この要領は、令和7年2月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">（後略）</p>